

大規模不法行為クラスアクションの 倒産手続における管轄権

楳 博 行

はじめに

1980年以降アメリカにおいて、有害物質や瑕疵ある製造物のために人身の加害により損害を受けた被害者が、クラスアクションを提起する傾向が増加した。例えばアスベスト被害では、広範な地域でかつ不特定多数によって使用された製造物の瑕疵による被害は全米に及び、さらに被害者の数が極めて多数にのぼった。クラスアクションは各州の連邦裁判所のみならず州裁判所において提起され、クラスアクションの被告である製造会社は、訴訟の維持のために多大な金銭的損害を被る。その結果、アメリカ連邦倒産法第11章が規定する再建手続によって、更生を目指すことになる。これは、不法行為による損害賠償責任で財務的に会社が維持できない状況へのいわば打開策として、大規模不法行為 (mass tort) クラスアクションの被告からなされるようになった。大規模不法行為クラスアクションの被告が、倒産手続を申し立てた場合、州および連邦裁判所で係属するクラスアクションは自動的に停止する。係属する訴訟の自動停止と破産裁判所の倒産債務者財産への専属管轄権により、形式的には破産裁判所に大規模不法行為の訴えが統合されることになる。

それでは、破産裁判所への倒産申立てによって自動的に停止する連邦および州裁判所で係属するクラスアクションは、破産裁判所がその審理を行うのであろうか。また、

クラスアクションの係属した裁判所の、クラスアクションについての管轄権は消滅するのであろうか。大規模不法行為の被害が広範になればなるほど、その訴えは全米を巻き込み、各州の連邦裁判所や州裁判所にクラスアクションは提起される。かような広域の訴えについて、アメリカの現行法は如何なる措置を講じようとしているのか。大規模不法行為クラスアクションの被告会社が、アメリカ連邦倒産法に基づき再建の申立てを行った場合に、その有効性を担保するには、まず破産裁判所の管轄権を考察し、他の裁判所との関係でのその範囲の決定が必要となる。そこで本稿は、大規模不法行為クラスアクションのアメリカ倒産法の下での再建手続による解決について、まず裁判所の管轄権および法廷地決定の視点から考察する。

一 大規模不法行為クラスアクションの被告と再建手続

(1) 大規模不法行為クラスアクションの特徴

20世紀に入り、科学技術の発展とともに、ダムの崩壊や列車の転覆事故等の大規模な災害が増加してきた。20世紀初頭においては、これらの災害、特に人為的なそれへの損害賠償の請求は、全被害者を代表して訴訟を提起する方法は採用されず、個々の被害者が不法行為の訴えを提起するものであった。1960年代に入り、飛行機事故の事例

からアメリカの複数の州にまたがって被害が発生する、広域的な大規模にわたる不法行為が見られるようになった。その不法行為訴訟は、被害者が多数にのぼる点から、全ての被害者を代表して、航空会社、航空機製造会社、および航空機部品製造会社等全ての潜在的な被告を相手取って訴えを起こす、クラスアクションの方法が用いられるようになった。全米弁護士会（American Bar Association）の大規模不法行為部会は、大規模な範囲で被害や多数の原告が存在し、単一の事故や同一の製品もしくは有害物質の使用や接触によって発生し、人身への加害、不法行為上の死亡もしくは有体財産の破壊からくる損害額が\$ 50,000を超える請求で、少なくとも100以上の不法行為訴訟を含む訴訟を、大規模不法行為訴訟と定義している¹⁾。

大規模不法行為は、その内容から大別して3つの類型に分けることができる。第一に、大規模な事故で、第二に有毒物質による環境被害で、そして第三に製造物責任である。これらに共通するものは、原告が多数にのぼることと、過失に基づく人的侵害や財産的侵害が発生していることが挙げられる。さらに、大規模不法行為は、多数の者を巻き込んだ大災害や、何年もしくは何十年にもわたる一連の不法行為の結果発生する。例えば、アスベストやタバコにより癌が発生したと主張することから明らかのように、大規模不法行為は、不法行為発生との因果関係の複雑さと、被害が不特定多数にわたるといふ特徴を有する。

そこで、大規模不法行為訴訟では訴訟の長期化と、それに伴う弁護士費用を含む訴訟費用の高額化が副次的に発生する。また、正確な訴訟費用と訴訟遅延のデータは存在しないが²⁾、当該訴訟の性質から考慮すれば、主な費用は、様々な裁判所で同一もしくは類似する争点について繰り返し行われる証拠調べや、プレトリアル手続で発生していることは想像に難くない。アメリカ

の裁判所制度は連邦と州の2元制であり、不法行為が基本的にコモンローで構成されている関係上³⁾、連邦裁判所においても、またクラスアクションや類似の制度を認める州であれば、州裁判所においても大規模不法行為クラスアクションの提起は可能である。不法行為の法的類型化が、判例法によって行われてきた歴史的経緯を踏まえると、州実体法に基づく訴えが州裁判所に、原告と被告が異なる州民の場合には、28 U.S.C. § 1332の州籍相違管轄権に基づいて連邦裁判所に、訴えがそれぞれ提起できる。

実際に、不法行為上の損害が広域化かつ大規模化が進行するにつれて、多様な地域の連邦及び州裁判所で提起される傾向となっている⁴⁾。したがって、同一の被告に対して繰り返し様々な原告から様々な法廷で、プレトリアル手続や口頭弁論が継続的に行われ、それに伴い訴訟費用の高額化が起こる。広範に被害が発生し、大規模不法行為化した例にアスベスト訴訟があるが、この訴訟全体で現在まで使われた訴訟費用は、算定不能なほど高額であり、将来的に損害賠償も含めた裁判関連の総費用となれば、想像が及ばないほど高額となる⁵⁾。そこで、被告の財務状態を圧迫する高額な訴訟費用から回避する目的と、司法経済的な観点に立った裁判運営上のコスト高を軽減する目的から、1つの解決策として単一の裁判所による審理が考えられよう。

(2) クラスアクションと再建手続

クラスアクションの被告である会社が、訴訟費用と損賠賠償債務によって、債務超過に陥り倒産に直面した場合、アメリカ連邦倒産法の保護を求めることになる⁶⁾。連邦法である同法第11章の会社更生を目的とする再建手続により、連邦法の下で被告である会社の更正を図るのである。そして、ここ数年で相当数の大規模不法行為クラスアクションが、倒産手続を利用する傾向に

ある⁷⁾。

アメリカの倒産手続においては、倒産の申立てがなされると、全ての裁判所で係属する倒産債務者に対して提起された訴えの進行が自動停止される⁸⁾。この自動停止は、全米各地の連邦のみならず州裁判所に係属する、一切の倒産債務者への訴えを中断させる⁹⁾。自動停止と倒産手続が連邦法の下で行われていることは、大規模不法行為クラスアクションの被告である債務者に対する全ての訴えを、1つの屋根の下で効果的に管理することを可能にする¹⁰⁾。最近では、特にアスベストの事例に顕著であるが、倒産手続にかかる時間と費用を軽減するために、あらかじめ組み込んだ倒産 (pre-packaged bankruptcy) として知られる方法が用いられつつある。これは、再建手続の申立て前に被告と原告代理人が原告の支持を得られる再建計画を交渉し、再建計画が破産裁判所に提出と同時に認可されるよう意図されたものである¹¹⁾。この方法からも理解できるように、大規模不法行為クラスアクションの紛争解決手法には、倒産手続、特に再建手続を利用することが前提として予定されている傾向が見える¹²⁾。

しかし、極めて多数の大規模不法行為請求を1つの事件にまとめて処理するために、倒産手続は制定されたものではない。裁判所と当事者は、大規模不法行為クラスアクションを倒産手続の土俵に乗せる場合、多数の争点に向き合うことになる¹³⁾。損害賠償債務を担保するためには、財務的に困難となった倒産債務者の倒産手続およびクラスアクションへの利便性の確保が、特に必要となる。

二 破産裁判所の司法制度上の位置付け

1898年に成立したアメリカ連邦倒産法は、連邦地方裁判所 (以下、連邦地裁とする) の管轄権の下で、倒産処理手続が行われる旨を規定していた¹⁴⁾。付託人 (referee) と

呼ばれ、後の1972年になって破産裁判官 (bankruptcy judge) と名称変更される、裁判官の職務を担う連邦地裁が任命する者によって倒産処理手続が行われたが、付託人の権限は制限されていた。というのは、アメリカ連邦倒産法は、破産裁判所の事物管轄を、同裁判所が実際もしくは推定上占有可能な財産および当事者の管轄合意が得られる紛争にのみ、及ぼすことができる旨を定めていたからであった¹⁵⁾。

1978年の倒産改革法 (Bankruptcy Reform Act)¹⁶⁾による改正は、特に管轄権上の制限を除去する目的をもっていた。同法は、連邦地裁に倒産事例において発生し、もしくはそれに関連する民事訴訟上の争点を審理する管轄権を与えた¹⁷⁾。そして、連邦地裁に付属するが、それとは別個の裁判所となる破産裁判所に、当該争点を直接審理する管轄権を与えた¹⁸⁾。その結果、破産裁判所に所属する破産裁判官に、倒産事例に対する第1審 (original) かつ専属 (exclusive) 管轄権が、また倒産事例の下で発生する民事紛争に対して、第1審ではあるが非専属管轄権が与えられた¹⁹⁾。破産裁判官には、倒産改革法を実施する上で、コモンロー、エクイティおよび海商法に関する裁判を行う広範な管轄権が与えられたのであった²⁰⁾。

しかし、破産裁判所に広範な管轄権を与えたこの1978年の改正は、連邦最高裁判所判決である Northern Pipeline Construction v. Marathon Pipeline Company²¹⁾で、連邦の司法権を規定するアメリカ連邦憲法第III編に違反するものであると判断された。Marathon 判決では、破産裁判所はアメリカ連邦憲法第I編の下で設置されたものであり、同第III編の下で設置された連邦裁判所だけに紛争解決のための広範な管轄権が与えられ、かような管轄権は有さないことが示された。連邦憲法第I編第8節4項²²⁾は、連邦議会に「合衆国全体を通じて…統一的な倒産法関係諸法を制定することがで

きる」権限を与え、破産裁判所はこの条項の下で設置されたものであるとされた。

「司法権はこの憲法の下、もしくは、合衆国の諸法の下で…それぞれ発生するコモローおよびエクイティに関する訴訟…に及ぶ」と定める同第III編第2節1項²³⁾による裁判所ではないと判断されたのであった。身分が終身でその地位にある際には給与の減額を受けず、立法権と行政権からの独立を確保された、連邦憲法第III編の保障を受ける連邦裁判官によって司法権が行使されなければならない²⁴⁾、というのが判断の理由であった。破産裁判官の身分は終身ではなく14年の任期制であり、給与の減額禁止保障がない点がまず指摘された²⁵⁾。次に、議会は1978年の改正法の制定で、連邦の司法権の重要な特質である広範な管轄権を、連邦憲法第III編の裁判所ではない破産裁判所に与えているが²⁶⁾、かような特質を破産裁判所に与えることは、同編に違反するものであると判断されたのである²⁷⁾。

Marathon 判決の後、連邦議会は1984年に倒産に関する改正と裁判官の権限に関する法(Bankruptcy Amendments and Federal Judgeship Act)²⁸⁾を制定し、1978年法を改正した。この改正法では、破産裁判官は連邦地方裁判管轄地区の各々の連邦地裁の部局を構成し、その部局が破産裁判所と位置づけられた²⁹⁾。その結果、倒産事例の管轄権は連邦裁判所制度上、連邦地裁に委ねられ³⁰⁾、後に見るように倒産事例についてはその部局である破産裁判所に付託されることになったのである³¹⁾。

三 連邦地方裁判所の倒産に関する管轄権

民事手続に関する諸規程を定める合衆国法典第28編は、連邦地裁の管轄権の規定をもち、その1334条である28 U.S.C. § 1334は連邦地裁に後述する3つの明確な倒産処理に関する管轄権を与える。また、破産裁

判所は連邦地裁の構成部局とされ³²⁾る。破産裁判官は司法職員として破産裁判所を構成する点から、§ 1334で連邦地裁とされている場合には、連邦地裁裁判官と破産裁判官の両者を含むものと解されている³³⁾。連邦地裁は、第1に(a)項で倒産処理に係る法典である合衆国法典第11編(Title 11)の下での全ての事件の管轄権を³⁴⁾、第2に(d)項で破産財団およびその他の倒産債務者の財産に対する専属管轄権を³⁵⁾、そして第3に(b)項で第11編の下で生じる(arising under title 11)、第11編の分野で生じる(arising in title 11)、および第11編の事例に関連した紛争(proceedings related to title 11)の管轄権を有する³⁶⁾。

第1の規定は倒産事件に関する事物管轄権を、第2の規定は倒産上の財産に関する対物管轄権を、各々連邦地裁に制定法上与えるものである。第3の(b)項の管轄権の規定については、事物管轄権の拡張を行う機能をもつが、この中の①第11編の下で生じる、②第11編の分野で生じる、③第11編の事例に関連した、という文言の解釈によって、管轄権の範囲が拡張収縮する。

①について、連邦議会は「第11編の下で生じる」という文言を、第11編の規定に基づいてなされる請求から生ずる事項と定義する³⁷⁾。第5巡回区連邦控訴裁判所は、この文言の意味を、第11編の下に制定された権利に関するものと解釈した³⁸⁾。その後、これは様々な巡回区にある連邦地裁の破産裁判所に受け継がれ、「第11編の下で生じる」紛争とは、訴えの原因が第11編に明確に定められた紛争³⁹⁾、請求が第11編の規定に基づく紛争⁴⁰⁾と解釈されるに至っている。

次に②について、「第11編の分野で生じる」紛争の意味は、第11編で明確に規定されていない権利に基づいていたとしても、必然的に倒産事例の文脈からのみ生じる紛争であるとされている⁴¹⁾。したがって、「第11編の分野で生じる」紛争は、倒産分野以外では存在せず、倒産事例のみで発生

する倒産手続運営上の事項を指すことになる。

最後に、③についてであるが、この「第11編に関連する」紛争は、巡回区控訴裁判所において解釈が分かれている。破産財団の管理に対して直接法的効果を発生させるものに限り、関連するという意味を限定的にとらえて解釈するものと、直接法的効果発生を問わず、会社の再建や破産財団に対してあらゆる効果を与える行為であればよく、「関連する」を広義にとらえて解釈するものがある⁴²⁾。最近の事例においても、「倒産債務者の権利、責任…破産財団の管理上影響を与える」⁴³⁾場合や、「再建手続における破産財団へのあらゆる効果を与える」⁴⁴⁾ものが、第11編に関連する紛争とされ、広義に解釈する傾向の巡回区控訴裁判所が存在するのが理解できる。これとは逆に、大規模不法行為クラスアクションの倒産手続が多く係属する巡回区の方は、それを厳格に解釈する傾向となっている⁴⁵⁾。1334条(b)項所定の「関連する」の解釈によって、連邦地裁の倒産手続における事物管轄権は拡張収縮を起こすことになるが、解釈は各連邦巡回区控訴裁判所管轄内のローカルルールによって決せられているのが現状である。

第11編の下で生じる、第11編の分野で生じる、そして第11編の事例に関連した紛争の管轄権の規定は、連邦地裁の事物管轄権を設定しそれぞれが独立したものと見える。ただし、これらの文言は次第に管轄権の範囲を拡大するものとなっている。すなわち、それらは重複し合うものの排他的ではなく、どれかが満足されれば倒産に関する管轄権が存在するからである。⁴⁶⁾(a)と(d)項の管轄権規定および(b)項の「関連する」紛争への管轄権とを併せて総合的に考慮すれば、連邦地裁の管轄権は具体的事例によって広範かつ収縮可能な設定がなされているといえよう。

四 破産裁判所の事物管轄権

連邦地裁の部局を構成する破産裁判所に限定した場合、同裁判所の事物管轄権は何に対して及ぶのであろうか。28 U.S.C. § 157によれば、(a)項で「第11編の全ての事件、第11編の下で、第11編の分野で、第11編に関連した全ての紛争」が連邦地裁から破産裁判所裁判官へ付託され、その上で破産裁判所の事物管轄権は次の2つの対象に及ぶことになる。まず第1に「核心的(core)」事項⁴⁷⁾と、第2に「非核心的(non-core)」事項のうち倒産手続に関連するもの⁴⁸⁾である。28 U.S.C. § 157(b)(1)によれば、破産裁判所は、「第11編の全ての事件、第11編の下または第11編の分野で発生する全ての核心的な紛争について審理し判断することができ、さらに当該紛争について終局の命令および判決を下す」権限を有すると規定されている。その上で、28 U.S.C. § 157(b)(2)で、破産財団の管理に関する事項等について(a)号から(p)号まで16号にわたり、核心的な手続が例示列举されている⁴⁹⁾。

§ 157(b)(2)に例示列举されている紛争以外が核心的なものに該当するかどうかは、破産裁判所裁判官の判断に拠る。判例は、核心的の基準を、単に倒産手続に関連するだけでは不十分で⁵⁰⁾、倒産手続以外には存在しないものであり⁵¹⁾、第11編の倒産法典に定められる実体的権利が主張されるものとしている⁵²⁾。倒産法上の実体権の侵害を含む、倒産手続固有の事項から発生する紛争の有無に求めているのである。

非核心的でありかつ第11編の手続に関連しない紛争については、破産裁判所の管轄権が及ばない。さらに、前述した28 U.S.C. § 1334所定の連邦地裁の事物管轄権発生の要件である、「第11編に関連した紛争」にも該当せず、連邦地裁もその紛争に対する管轄権を行使できなくなる。したがって、

§ 157(c) (1)にいう非核心的ではあるが第11編の手續に関連した事項の判断は、連邦地裁および破産裁判所の両裁判所の管轄権の境界線を画す効果を発生させる⁵³⁾。Pacor, Inc. v. Higgins⁵⁴⁾は、この非核心的ではあるが第11編に関連した紛争を、「訴えの結果が、倒産債務者の権利義務、選択権、もしくは訴えにかかる当事者の自由、および破産財団の管理運営に何らかの効果を与える」⁵⁵⁾場合として、広範な意味を与えている。最近の判例の多くは、このPacor判決を継受しているが⁵⁶⁾、例外的に一部の控訴裁判所においてはより厳格な「関連する」の定義を行っている⁵⁷⁾。まさにこの状況は、28 U.S.C. § 1334所定の連邦地裁の事物管轄権発生要件に関する各巡回区控訴裁判所の判断状況と同一である。第11編に関連した紛争に広範な意味が与えられると、破産裁判所は、特定の紛争がそれに該当するか否かを、個々の事例に則して判断せざるを得ない。その際の方向性として、管轄権の拡大に制限を与えて妥当な範囲に限定するために、破産裁判所があくまでも憲法第III編の裁判所ではないことを認識する必要がある。

破産裁判所は、憲法第III編で設置された連邦地裁の部局を構成するが、1984年の倒産法の改正以降も、本体としては憲法第I編の裁判所であることは継続している。その意味で、コモンローやエクイティ等に関わる争訟の最終的な判断は、憲法第III編の裁判所の裁判官に委ねられ、この裁判官が関連する紛争を処理する際に破産裁判所へ広範な支配を及ぼすことになる⁵⁸⁾。28 U.S.C. § 157(c) (2)は、倒産手續の当事者の合意によって破産裁判所裁判官が終局判決を出すことができると規定しているが、連邦地裁は破産裁判所の終局判決や命令の控訴審となるので、憲法第III編の裁判所による終審性は否定されない。

ところで、大規模不法行為クラスアクションの訴えの被告が倒産の申立てを行った

場合、破産裁判所はいかなる範囲で事物管轄権を有することになるのか。クラスアクションの訴訟形式は、倒産処理の過程における対審手續の中で適用されることが制定法上認められている⁵⁹⁾。しかし、28 U.S.C. § 157(b) (5)は、破産裁判所で係属する人身の加害や不法行為上の死亡の請求を、係属する破産裁判所の連邦地裁又は請求の原因が発生した地域を管轄する連邦地裁に移送することを命じている。大規模不法行為クラスアクションが、製造物の瑕疵による対人被害の救済のために起こされ、人身の加害や不法行為上の死亡が請求の原因となっていることから考えれば、破産裁判所ではなく連邦地裁がその管轄権を有することになる。第11編の倒産手續は、28 U.S.C. § 157(b) (1)および(b) (2)の核心的手續に該当するので、倒産手續は破産裁判所が管轄権をもち手續が進行する。さらに、非核心的で第11編に関連した紛争を、Pacor判決がいう倒産債務者の権利義務へ効果を与えるものであるとすれば、破産裁判所がクラスアクションの管轄権を有することになる。したがって、実際上はクラスアクションについては連邦地裁と破産裁判所がそれぞれ管轄権をもつことになる。

五 大規模不法行為クラスアクションと倒産手續の管轄権

大規模不法行為クラスアクションの被告が倒産手續の申立てを行うと、クラスアクション手續の進行と新しい訴えの提起が停止される⁶⁰⁾。倒産債務者に対する民事訴訟を継続するためには破産裁判所裁判官の認可が必要とされるので、この自動停止は様々な裁判所で提起されたクラスアクションをまとめ上げる契機となる⁶¹⁾。さらに破産裁判官は、人身の加害と不法行為上の死亡の制定法上の例外を除き、原則的に核心的事項に関して破産裁判所で審理を行うことを決定する裁量権を有している⁶²⁾。

しかし、ほとんどの裁判所は、クラスアクションの被告である会社の再建計画の実行可能性を決定し認可する目的で、破産裁判所が大規模不法行為による損害額を査定する権限を有していると判断している⁶³⁾。この判断を前提とすれば、結果的にほとんどの大規模不法行為の請求は、連邦地裁で審理されないことになる⁶⁴⁾。それでは、人身の加害と不法行為上の死亡の請求を、破産裁判所から連邦地裁に移送することを命ずる28 U.S.C. § 157(b)(5)が、どの程度実効性を有するかが問題となる。判例は、倒産手続が係属する地区の連邦地裁が、人身の加害と不法行為上の死亡の請求の移送を、破産裁判所に命じる権限を有するとする⁶⁵⁾。Dow Corning 事件では、様々な裁判所で係属中の倒産債務者に対する全ての訴えを、倒産手続が進行する1つの連邦地裁に移送することは、因果関係の判断が最も行いやすくなると、移送の有効性を示している⁶⁶⁾。また、A. H. Robins 事件においても、全ての利害の審理と全ての請求上の利益の相互調和が可能となり、さらに未だ不確定である将来の請求を審理することができる⁶⁷⁾、と移送を前提とした解決を示している。

ただし、移送を当然とする事例であっても、必ずしも画一的に行われているわけではない。例えば Dow Corning 事件は、連邦地裁裁判官が倒産手続が開始した直後に、訴訟関係書面や事件記録を実際に移送を命じる必要はないと述べている⁶⁸⁾。また、A. H. Robins 事件では、ヴァージニア州東部地区連邦地裁に現実に移送されたにもかかわらず、第4巡回区連邦控訴裁判所は、現実の移送は当事者へ告知と移送への異議申立ての機会を与えなければならない旨を述べ⁶⁹⁾、連邦地裁の権限である移送に適正手続の条件を付している。

特にアスベストの事例においては、移送がなされていない実態がある。その理由として、第1に、所属する連邦地裁に全ての被告である倒産債務者の訴えが移送される

ことがなくとも、破産裁判所は大規模不法行為請求額を査定できると、同裁判所の能力を高く評価する。第2に、移送がなされなくとも、当事者が再建計画を作成する際の交渉で、大規模不法行為請求額を決定することができるとする。そして第3に、再建計画が認可されると、再建計画に沿って不法行為請求が処理されるという⁷⁰⁾。

いずれの理由が正当であるにせよ、アスベスト事例で移送がなされないことは、倒産手続の長期化を誘発し⁷¹⁾、それに伴う費用の高額化を発生させることになる⁷²⁾。倒産債務者への全ての訴えを移送によって統合することは、誰もそれを求めていないために、大規模不法行為の倒産手続においては不要ということになる⁷³⁾。実際に連邦地裁が移送を命じていない現状を考慮すれば、29 U.S.C. § 157(b)(5)の規定はあくまでも連邦地裁の移送決定についての裁量権を与えるのみと解釈され、移送の是非の判断は、破産裁判所が所属する地区の連邦地裁に委ねられていることになる。

六 法廷地の選択と訴えの統合

倒産処理手続における法廷地の要件は、28 U.S.C. § 1408によれば、「被告の居所、住所、アメリカ合衆国における主たる営業地、主たる財産の所在地、倒産手続の対象となる財産が申立て開始以前に180日間存在した場所。居所、住所、主たる営業地および財産の所在地が他地区にある場合、申立て開始以前に倒産財産が180日間以上存在する地区。」⁷⁴⁾である。ただし、主たる営業地、主たる財産、そして住所がそれぞれ異なる州にある場合には、倒産債務者である大規模不法行為クラスアクションの被告がどちらかを決定し、倒産の申立てを行うことになる。また、この倒産発生地を法廷地とする根拠規定の他に、民事手続の係属状態を根拠とする法廷地の選択が、28 U.S.C. § 1409(a)で認められている。この規

定もしくは § 1408により、倒産債務者は法廷地となる地区の連邦裁判所を決定し、その地区の破産裁判所で倒産手続を申立てて倒産手続が開始する。さらに、どちらの根拠で法廷地を決定したとしても、28 U.S.C. § 1412により、司法上の利益 (in the interest of justice) と当事者の利便性 (for the convenience of the parties) を勘案して、他の地区の連邦地裁に移送できることになっている⁷⁵⁾。

また、大規模不法行為訴訟が全米の連邦地裁に提起されている場合、広域訴訟 (Multidistrict Litigation) 法廷が不法行為上の請求について、特定の地区の連邦裁判所でプレトリアル手続を統合審理する⁷⁶⁾。法廷地の要件が満たされるのであれば、倒産の申立ては、広域訴訟法廷が開かれる連邦地裁の地区の破産裁判所で行われることが可能となる。28 U.S.C. § 1412により、広域訴訟法廷となった受託裁判所である連邦地裁は、司法上の利益および当事者の利便性を勘案して他の地区の連邦地裁に移送できる。この手続は現在に至るまで行われていない。ただし、仮に行われたとしたら、その際に広域訴訟法廷の受託裁判官が倒産手続の進行する地区の連邦地裁、特に破産裁判所で合議を行えば、広域訴訟と倒産手続の協調がより増すとの見解もある⁷⁷⁾。クラスアクションと倒産手続の複数裁判所による合議による効率化として、考慮に値しよう。

ところで、様々な州で大規模不法行為クラスアクションが提起され、その後、倒産手続が開始された場合の法廷地は、上述の法廷地と変わらない。ただし、連邦地裁へクラスアクションを移管 (removal) できるかどうか、連邦裁判所での手続統合の可否を決定する。自動停止によって、州裁判所で係属する倒産債務者を相手方とする民事訴訟は中断する。その後、州裁判所から倒産に関連する事項の訴えを、訴えが提起された州の地区にある連邦地裁と破産裁

判所に、当事者の州裁判所への申立により移管することができる⁷⁸⁾。この場合、移管される連邦地裁および破産裁判所は、28 U.S.C. § 1334で示される倒産管轄権を有している必要がある。

この移管に対抗する方法として、連邦裁判所は回避 (abstention) を用いることができる。28 U.S.C. § 1334(c) (1)は、連邦地裁に司法上の利益又は州裁判所や州法への礼譲により、任意的に倒産管轄権を行使することを控えさせる旨を規定する。この規定を根拠とする任意的回避は、破産裁判所の核心的また関連する事項に及ぶ。また28 U.S.C. § 1334(c) (2)は、破産裁判所に係属した紛争が非核心的な場合に、強制的な必要的回避を発生させる。これに該当する要件は、手続が州法上の主張に基づいて州裁判所で係属中の場合である⁷⁹⁾。したがって、大規模不法行為の請求原因となる人身の加害や不法行為上の死亡は、分類上は核心的な事項に該当せず、制定法上除外され、任意的回避を構成することはできない。また、必要的回避についても、州実体法違反を請求原因とするクラスアクションのみが該当する。

必要的回避の適用については、控訴審判決上争いがある。一方で、移管が発生すると州裁判所で係属する訴えは消滅したことになり、回避は却下判決と同等の効力をもつものであるから、論理的に矛盾するとする判決がある⁸⁰⁾。この判決を採れば、移管が発生すると、規定の存在に関わらず回避できないことになる。他方で、回避の規定である28 U.S.C. § 1334(c)の目的に適うように、州裁判所での訴えが再開したと考える、全く逆の結論を導く判決がある⁸¹⁾。この判決では、破産裁判所と州裁判所の競合する利益調整の為に、回避は全ての事例に及ぶことを認める。どちらの結論となるかは、回避の制度が州裁判所の判断への礼譲が根拠となっていることから考慮する必要がある。すなわち、回避の基準を連邦裁判

所の管轄権の行使が州裁判所の判決の破棄または修正に帰結する場合⁸²⁾、それとも、より厳格な、州の政策に影響を与えて連邦地裁の裁判により州の政策努力を無駄にする場合⁸³⁾の、どちらに求めるかということである。

2つの基準の厳格性が異なる点と、判決の中で州の政策の重要性を決定する判断基準が示されていない点を考慮すれば、どちらの基準を採用するかは、結局のところ個々の事例判断に委ねているのが現状である。

おわりに

大規模不法行為クラスアクションの被告会社が損害賠償責任で、財務的に会社が維持できない状況へ至った。その後、破産裁判所へ倒産申立てを行い、連邦地裁の管轄権の下、破産裁判所による倒産手続の目的に応じた倒産処理が開始される。人身の加害と不法行為上の死亡に関する管轄権は、制定法上は専ら連邦地裁の管轄権が及ぶが、実務上は破産裁判所が更正会社財産の算定に関連させ、人身の加害と不法行為上の死亡の審理も行っている状況がある。したがって、司法制度上は司法権を行使する連邦地裁の一部局とされる破産裁判所に、クラスアクションの本案が係属しているのである。最終的に憲法第III編の裁判所の審査に服するわけであるから、憲法第I編の裁判所である破産裁判所がクラスアクションの判断を行ったとしても直ちに憲法上の問題は発生しないであろう。ただし、破産裁判所にクラスアクションの本案が係属することは、この訴えの増加によって、破産裁判所の処理能力を超える結果をもたらすことに留意する必要がある⁸⁴⁾。

連邦裁判所が倒産に関する管轄権を及ぼす結果、大規模不法行為クラスアクションが連邦地裁の管轄権を経由して破産裁判所に集約される。破産裁判所に大規模不法行為クラスアクション処理の能力を認めるこ

とができるのか。今後大規模不法行為クラスアクションの処理を連邦地裁の機構の中で、どのように迅速に行うことができるのか。大規模クラスアクションの倒産手続についての管轄権の検討は、まさにこの連邦地裁の機構の中での処理方法という問題を提示している。

(2005年度財団法人全国銀行学術研究振興財団研究助成による研究)

注

- 1) Thomas E. Willging, *Appendix C; Mass Torts Problems & Proposals; A Report to the Mass Torts Working Group* (Federal Judicial Center), 8-9 (1999).
- 2) アスベスト訴訟費用の概略的なデータとして、Stephen J. Carrol, et al, *Asbestos Litigation Costs and Compensation* (RAND INSTITUTE), 5 (2002).
- 3) Dan B. Dobbs, *THE LAW OF TORTS Vol.1*, 1 (2001).
- 4) 例えばアスベストの事例においては、1988年以前には約40%の事件が連邦裁判所に提起されていたが、1998年から2000年にかけてこの数は約10%に減少し、州裁判所で提起される傾向が助長されている。Stephen J. Carrol, et al, *supra* note 2, at 29. また、訴えが提起される州も一部の州に限定される傾向がある。id. at 32.
- 5) 2002年において、将来のアスベスト事件総体の概算で2000億ドル2650億ドルのコストがかかるのではないかと試算した報告がある。id. at 77.
- 6) アメリカの倒産手続の管轄権の視点からの立法の経緯の分析については、松下淳一「米国連邦倒産手続規律の現状及び立法論の動向—裁判権 (jurisdiction) 及び手続上の諸問題について—」学習院大学法学会雑誌34巻2号23頁(1996)以下参照。
- 7) Stephen J. Carrol et al, *Asbestos Litigation* (RAND INSTITUTE)110 (2005).によれば、アスベスト事件で倒産の申立てを行った事例が、2000年7件、2001年9件、2002年11件、2003年6件、2004年4件と、1980年代全体の20件および1990年代全体の15件と比べて、数的に上昇しているのが理解できる。
- 8) 11 U.S.C. § 362 (a)(1).

- 9) *See, e.g.*, Lykes Bros. S.S. Co. v. Hanseatic Marine Serv., 207 B.R. 282, 285-87 (Bankr.M.D.Fla. 1997).最低限の州との接触 (minimum contacts) があれば、アメリカ国外にある債務者の財産にも自動停止が及ぶと判示されている。
- 10) Alan N. Resnick, *Bankruptcy as a Vehicle for Resolving Enterprise-Threatening Mass Tort Liability*, 148 U. Pa. L. Rev. 2045, 2054 (2000).
- 11) Stephen J. Carrol et al, *supra* note 7, at 119.
- 12) *Id.* at 110 Table 6.1, at 120 Table 6.6. ここに表されたデータによれば、1998年にはアスベスト事件について3件の再建手続の申立てのうち1件が、2002年には11件の再建手続の申立てのうち4件が、2003年には6件の再建手続の申立てのうち2件が、そして2004年には4件の再建手続の申立てのうち実に3件が、このあらかじめ組み込んだ倒産の手法を用いている。
- 13) S. Elizabeth Gibson, *Judicial Management of Mass Tort Bankruptcy Cases* (Federal Judicial Center) 1 (2005).
- 14) Pub. L. No. 55-541, 30 Stat. 544 (1898), §§ 1 (8), 22, 33.
- 15) Pub. L. No. 55-541, 30 Stat. 544 (1898), §§ 2, 22, 23.
- 16) Pub. L. No. 95-598, 92 Stat. 2549 (1978). 尚、この改正の背景については、霜島甲一「アメリカ合衆国連邦破産法改正の背景と草案について」判タ306号43頁 (1974) が詳しい。
- 17) 28 U.S.C. § 1471(b).廃止
- 18) 11 U.S.C. § 1471(c).廃止
- 19) 28 U.S.C. § 1471.廃止
- 20) 28 U.S.C. §§ 1481, 2256.廃止
- 21) 458 U.S. 50 (1982).
- 22) U.S. Constitution Article I, § 8.
- 23) U.S. Constitution Article III, § 2.
- 24) Marathon, 458 U.S. at 59.
- 25) *Id.* at 60-61.
- 26) *Id.* at 84-85.
- 27) *Id.* at 87.
- 28) Pub. L. No. 98-353, 98 Stat. 344 (1984).
- 29) 28 U.S.C. § 151.
- 30) 28 U.S.C. § 1334.
- 31) 28 U.S.C. § 157(a).
- 32) 28 U.S.C. § 151.
- 33) David G. Epstein, *BANKRUPTCY AND RELATED LAW IN A NUTSHELL* 7th Ed., 127-28 (2005).
- 34) 28 U.S.C. § 1334(a).
- 35) 28 U.S.C. § 1334(d).
- 36) 28 U.S.C. § 1334(b).
- 37) H.R. Rep. No.595, 95th Cong., 1st Sess. 445 (1977).
- 38) *In re Wood*, 825 F.2d 90, 96-97 (5th Cir. 1987).
- 39) *See, e.g.*, Concerto Software v. Vitaquest Intern., Inc., 290 B.R. 448, 452 (D.Me. 2003).
- 40) *See, e.g.*, Frelin v. Oakwood Homes Corp., 292 B.R. 369, 376 (Bankr.E.D.Ark. 2003).
- 41) *In re Wood*, 825 F.2d at 97.
- 42) Susan Block-Lieb, *The Case Against Supplemental Bankruptcy Jurisdiction: A Constitutional, Statutory, And Policy Analysis*, 62 Fordham L. Rev. 721, 735-37 (1994). の分析によれば、1994年の段階では、第1、第2、第3、第7、第10の各巡回区控訴裁判所の立場は厳格な解釈の行っており、これに対して第5、第6、第9、第11の巡回区控訴裁判所では広範な解釈を行っている。
- 43) *See, e.g.*, Hopkins v. Plant Insulation Co., 342 B.R. 703, 709 (D.Del. 2006); *City of Liberal, Kansas v. Trailmobile Corp.*, 316 B.R. 358, 361 (D.Kan. 2004)
- 44) *See, e.g.*, *In re Karta Corp.*, 296 B.R. 305, 310 (S.D.N.Y. 2003); *Concerto Software, Inc. v. Vitaquest Intern. Inc.*, 290 B.R. 448, 452 (D. Me. 2003).
- 45) *See, e.g.*, *In re Combustion Engineering, Inc.*, 391 F.3d 190, 226 (3d. Cir. 2004). ではアスベストに関連した再建手続における倒産債務者以外の独立した請求には、「関連した」紛争と判断されなかった。本件はデラウェア州連邦破産裁判所に係属した事例の、第3巡回区控訴裁判所の控訴審判決であった。
- 46) Susan Block-Lieb, *supra* note 42, at 737.
- 47) 28 U.S.C. § (b)(1),(2).
- 48) 28 U.S.C. § (c)(1).
- 49) 28 U.S.C. § (b)(2).によれば、「核心的手続は以下のものを含むが、それに限定されない」と、同項に各号列挙されている手続は例示であると示している。
- 50) *In re Markos Gurnee Partnership*, 182 B.R. 211, 220 (Bankr.N.D.Ill. 1995), *aff'd* 195 B.R. 380 (N.D.Ill. 1996).
- 51) *In re Burger Boys, Inc.*, 183 B.R. 682, 685 (S.D.N.Y. 1994).

- 52) McCord v. Papantoniou, 316 B.R. 113, 119 (E.D.N.Y. 2004).
- 53) Paul P. Daley & George W. Shuster Jr., *Bankruptcy Court Jurisdiction*, 3 DePaul Bus. & Com. L. J. 383, 395 (2005).
- 54) 743 F.2d 984 (3d Cir. 1984).
- 55) *Id.* at 994.
- 56) *In re World Com*, 2003 WL 716243, at*6 (S. D.N.Y. 2003). によれば、Pacor 判決と同様な基準を用いているものが、第1、第2、第4、第5、第6、第8、および第11巡回区控訴裁判所の判決に見られるという。また、第3巡回区控訴裁判所がPacor 判決よりも厳格な基準を適用したことを批判する。
- 57) *In re Fedpak Systems, Inc.*, 80 F.3d 207, 213-14 (7th Cir. 1996). では、第7巡回区控訴裁判所が厳格な基準を用いていると述べている。
- 58) *In re Earle Industries, Inc.*, 71 B.R. 919, 925 (Bankr.E.D.Pa. 1987).
- 59) Fed. Rules of Bankr. Proc. Rule 7023.
- 60) 11 U.S.C. § 362 (a)(1).
- 61) S. Elizabeth Gibson, *supra* note 13, at 18.
- 62) 28 U.S.C. § 157(b)(2)(B).
- 63) S. Elizabeth Gibson, *supra* note 13, at 19.
- 64) *Id.*
- 65) *See, e.g., In re Pan Am. Corp.*, 16 F. 3d 513, 516 (2d Cir. 1994).
- 66) *In re Dow Corning Corp.*, 187 B.R. 919, 929 (Bankr.E.D.Mich. 1995), *rev'd in part on other grounds*, 86 F.3d 482 (6th Cir. 1996).
- 67) *A. H. Robins Co. v. Piccinin*, 788 F.2d 994, 1014 (4th Cir. 1986).
- 68) *In re Dow Corning Corp.*, 187 B.R. at 932.
- 69) *A. H. Robins Co.*, 788 F.2d at 1016 n. 18.
- 70) S. Elizabeth Gibson, *supra* note 13, at 20.
- 71) Stephen J. Carrol et al, *supra* note 7, at 111. 1980年代から1990年代にかけて会社再建の申立てがなされた事例で、再建計画が認可に至る時間は、1つの例外を除き6年から10年かかっている。
- 72) Stephen J. Carrol, et al, *supra* note 2, at 72.
- 73) S. Elizabeth Gibson, *supra* note 13, at 21.
- 74) 28 U.S.C. § 1408(1).
- 75) 尚、この28 U.S.C. § 1412の他に、一般の民事訴訟に適用される28 U.S.C. § 1404があり、通常倒産事例では§ 1412が用いられるが、結果においては差異がないと考えられている。
see, Paul P. Daley & George W. Shuster Jr., supra note 53, at 402.
- 76) 28 U.S.C. § 1407(a)により、様々な連邦地裁で提起された訴えが、広域訴訟法廷 (the judicial panel on multidistrict litigation) によって、プレトリアル手続の統合のために1つの地区の連邦地裁に移送される。また、(b)項により、同法廷の求めに応じて、連邦控訴審裁判官か連邦地裁裁判官が、移送された訴えを受任する。
- 77) S. Elizabeth Gibson, *supra* note 13, at 14-16.
- 78) 42 U.S.C. § 1452(a).
- 79) Paul P. Daley & George W. Shuster Jr., *supra* note 53, at 430.
- 80) *See, e.g., In re Lazar*, 237 F.3d 967, 981-82 (9th Cir. 2001).
- 81) *See, e.g., Christo v. Padgett*, 223 F.3d 1324, 1331 (11th Cir. 2000).
- 82) *In re Salem*, 290 B.R. 479, 482 (S.D.N.Y. 2003).
- 83) *Id.* at 482-83.
- 84) 大規模な破産申し立ての増加によって、裁判官の人員不足から破産裁判所が破綻寸前に追い込まれている状況が指摘されている。Lynn M. LoPucki, *COURTING FAILURE*, 137 (2005).

ABSTRACT**Jurisdiction of Mass Torts Bankruptcy**

Hiroyuki Yuzuriha

While there have been a growing number of mass tort class actions in the last two decades, the defendant attempts to resolve mass tort class action in the bankruptcy law area. The defendant company filed for Chapter 11 reorganization protection. This trend began in 1982 and after that other companies sought protection from asbestos claims and products liability suits.

Once a defendant in mass tort litigation files for bankruptcy, all the pending action is automatically stayed. The automatic stay centralizes the defendant's state and federal mass tort case into a single federal district court. The bankruptcy filing and docketing in federal forum, first of all, raise a question of jurisdiction among federal courts.

28 U.S.C. § 151 refers to a bankruptcy judge and bankruptcy court as a unit of the district court. 28 U.S.C. § 157(b) (5), personal injury claims and wrongful death actions against bankrupt debtors can be consolidated in the district in which bankruptcy protection is sought or the district in which the claims arose. Under 28 U.S.C. § 1334(b), the district courts shall have original but not exclusive jurisdiction of all civil proceedings arising under the Bankruptcy Code or arising in or related to cases under the Bankruptcy Code. The term district court appearing in § 157 and § 1334 refers to the district court and bankruptcy court. And bankruptcy cases may be decided by either a bankruptcy judge or a federal district judge. There is therefore constant tension between the exercise and non-exercise of bankruptcy court jurisdiction.